



セカンドオピニオン

東京都

2024 年 12 月 18 日

東京都公募公債（東京ソーシャルボンド （5 年））第 5 回・第 6 回 定期モニタリング

サステナブルファイナンス本部
担当アナリスト：大石竜志

格付投資情報センター(R&I)は東京都の依頼に基づき、東京都が 2023 年 3 月に策定したソーシャルボンド・フレームワークに従って以下の債券の調達資金の充当やレポーティングを実施していることを確認した。

■評価対象

資金調達者	東京都
債券名称	東京都公募公債(東京ソーシャルボンド(5年))第5回
発行額	300 億円
発行日	2023 年 7 月 4 日
償還日	2028 年 6 月 20 日

資金調達者	東京都
債券名称	東京都公募公債(東京ソーシャルボンド(5年))第6回
発行額	300 億円
発行日	2024 年 3 月 5 日
償還日	2028 年 12 月 20 日

株式会社格付投資情報センター

Copyright(C) 2024 Rating and Investment Information, Inc. All rights reserved.

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 2 番地テラススクエア (お問い合わせ) サステナブルファイナンス営業部 TEL 03-6273-7408
セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。また、R&I は、適合以外の事柄につき意見を表明するのではなく、資金調達の目的となる成果の証明、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、セカンドオピニオンに際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&I は、セカンドオピニオンに関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき本稿末尾をご覧ください。

1. 調達資金の使途

調達資金の使途はフレームワークに示された対象プロジェクトから選定されている。

■フレームワークに定めた資金使途及び対象とする人々

No	充当事業	対応する社会的課題	対象とする人々
1	無電柱化の推進	都市防災機能の強化 安全で快適な歩行空間の確保 良好な都市景観の創出	自然災害時、電柱倒壊による道路閉塞や断線等の影響を受ける恐れのある人々 ベビーカー・車いすを利用する方等を含めた、道路利用者
2	防災公園施設整備	災害時の避難場所や救出・救助の活動拠点等の確保	地域住民など公園を利用する人々
3	河川施設の耐震・耐水化	地震に伴う津波等の水害から東部低地帯を守るため、河川施設の耐震性・耐水性を確保	東部低地帯の住民
4	東京港廃棄物処理場建設事業（新海面処分場・中央防波堤外側処分場）	過密した東京の内陸部に確保困難な廃棄物最終処分場の整備	都民
5	安全対策促進事業費補助（私立学校の耐震化）	災害時における児童・生徒等の安全の確保	幼児・児童・生徒
6	水道施設等の自家発電設備の新設・増強	大規模停電時等における安定給水の確保	地域住民
7	導水施設の二重化・更新	・災害時や事故時における安定給水の確保 ・布設年度が古い導水施設の更新	地域住民
8	水再生センター・ポンプ所設備の震災対策	首都直下地震などが発生した際の下水道機能の確保	都民及び下水道利用者
9	ホームドアの整備	利用者（障害者・高齢者等）の安全・安心の確保	障害のある方や高齢者等をはじめ駅利用者
10	リスタート機能付エレベーターへの更新	利用者の安全・安心の確保（震災時等におけるエレベーター内への閉じ込めリスクの軽減）	自然災害に罹災する恐れのある人々

11	橋梁の長寿命化事業	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保	地域住民など都道を利用する人々
12	港湾施設の長寿命化事業	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保	地域住民など港湾施設を利用する人々
13	港湾建設事業	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保	地域住民
14	漁港建設事業	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保	地域住民
15	空港整備事業	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保	地域住民
16	文化施設の整備 (江戸東京博物館の改修)	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保	都民及び施設利用者
17	消防施設整備	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保	都民(地域住民)
18	島しょのインターネット環境改善	島しょ地域における安定的なインターネット環境の確保	地域住民(島民)
19	給水所の新設、拡充及び更新	給水所の配水池容量の偏在解消等による安定給水の確保	地域住民
20	水再生センター・ポンプ所設備の再構築	老朽化した設備の再構築による安定的な下水道機能の確保	都民及び下水道利用者
21	雇用・就業促進施設等の整備(東京しごとセンター等施設整備)	都民の雇用・就業に対する支援	雇用・就業支援が必要な人々
22	都立学校の整備	誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育の実現	児童・生徒
23	特別支援学校の整備	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みの支援	障害のある幼児・児童・生徒
24	介護老人保健施設の整備 費補助	介護を必要とする高齢者の在宅生活への復帰	介護を必要とする高齢者
25	特別養護老人ホームの整備 費補助	在宅での生活が困難な高齢者に対する生活全般の介護の提供、機能訓練等	介護を必要とする高齢者

26	知的障害者(児)施設整備	強度行動障害がある重度・最重度の知的障害児への支援	主に知的障害者(児)
27	障害者(児)施設の整備費補助	障害者(児)が地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、必要なサービスの確保や基盤整備を促進するための支援	障害者(児)
28	児童福祉施設整備	自立支援を必要とする児童への対応	自立支援を必要とする児童
29	公営住宅建設事業	自力では最低居住水準の住宅を確保できない真に住宅に困窮する低額所得者向けの公営住宅等の老朽化に伴う建替え	真に住宅に困窮する低額所得者
30	道路のバリアフリー化	誰もが安心・安全、快適に利用できる歩行空間の確保	高齢者や障害者を含む全ての人
31	バリアフリールートの充実	誰もが安心して快適に移動できる環境の整備	障害のある方や高齢者等をはじめ駅利用者
32	人にやさしい都営地下鉄車両の導入	誰もが安心して快適に利用できる車両の導入	都営地下鉄利用者

※フレームワーク記載の適格プロジェクトのうち、資金充当したプロジェクトを記載

2. レポーティング

レポーティングはフレームワークに基づいて実施されている。

(1) 資金充当状況

- 資金充当の状況は東京都のウェブサイトの開示されている。資金使途に関して大きな状況の変化はない。

■フレームワークに定めた開示事項

- ソーシャルボンドの調達資金の充当状況

■開示した内容

充当金額	未充当金額	リファイナンス比率
600 億円	0	0%

(2) 社会的効果に係る指標

- 社会的効果に係る指標は東京都のウェブサイトの開示されている。

■ 開示した内容(ソーシャルプロジェクト)

No	充当事業	レポート項目	充当額 (百万円)
1	無電柱化の推進	整備延長 25,776 m	15,600
2	防災公園施設整備	整備公園数 7 公園	80
3	河川施設の耐震・耐水化	整備延長 3.7 km	1,926
4	東京港廃棄物処理場建設事業(新海面処分場・中央防波堤外側処分場)	埋立処分場の整備面積 67ha (令和 7 年度末まで)	1,764
5	安全対策促進事業費補助(私立学校の耐震化)	補助棟数 1 棟	6
6	水道施設等の自家用発電設備の新設・増強	大規模停電時における給水確保率 92% (令和 12 年度末まで)	893
7	導水施設の二重化・更新	導水施設の二重化整備率 88% (令和 12 年度末まで)	309
8	水再生センター・ポンプ所設備の震災対策	非常用発電設備を整備し、停電時にも安定的な運転に必要な電力を確保した施設数 89 施設(令和 7 年末まで)	1,860
9	ホームドアの整備	ホームドアの整備駅数 11 駅	1,000
10	リスタート機能付エレベーターへの更新	エレベーター設置基数 5 基	100
11	橋梁の長寿命化事業	長寿命化事業累計着手数 180 橋(令和 12 年度末まで)	8,200
12	港湾施設の長寿命化事業	長寿命化事業累計着手数 5 施設 (令和 12 年度末まで)	68
13	港湾建設事業	整備港数 14 港	1,100
14	漁港建設事業	整備漁港数 16 漁港	500
15	空港整備事業	整備空港数 6 空港	20
16	文化施設の整備 (江戸東京博物館の改修)	施設利用者数 100 万人程度(令和元年度実績)	20
17	消防施設整備	施設整備数 23 施設	200
18	島しょのインターネット環境改善	整備島数 2 島(令和 7 年度末まで)	387
19	給水所の新設、拡充及び更新	安定給水確保率 89%(令和 12 年度末まで)	553

20	水再生センター・ポンプ所設備の再構築	再構築した主要設備の台数 2,771 台 (令和 7 年度末まで)	2,640
21	雇用・就業促進施設等の整備(東京しごとセンター等施設整備)	施設利用者数(東京しごとセンター利用者数) 延べ 23 万人程度(令和 5 年度実績)	2,698
22	都立学校の整備	学校定員数 7,520 人(令和 11 年度末まで)	2,859
23	特別支援学校の整備	学校定員数 知的障害教育部門 1,274 人程度 肢体不自由教育部門 153 人程度 視覚障害教育部門 71 人程度 (令和 12 年度末まで)	572
24	介護老人保健施設の整備費補助	補助施設数 2 施設	45
25	特別養護老人ホームの整備費補助	補助施設数 33 施設	4,790
26	知的障害者(児)施設整備	施設定員数 80 人	150
27	障害者(児)施設の整備費補助	施設定員数(短期入所事業所、重心児(者)通所事業所) 52 人 補助施設数(障害者(児)入所施設、共同生活援助事業所等) 37 施設	2,000
28	児童福祉施設整備	施設定員数 120 名(令和 10 年度末まで)	90
29	公営住宅建設事業	令和 5 年度建替戸数 2,149 戸	9,000
30	道路のバリアフリー化	整備延長 4,848 m	70
31	バリアフリールートの充実	エレベーター設置基数 2 基(令和 7 年度末まで)	20
32	人にやさしい都営地下鉄車両の導入	一日平均乗降人員 676,730 名 (令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月実績) 導入編成数 8 編成(令和 6 年度末まで)	480

以 上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。